

特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、給水装置等管種調査業務（複数単価契約）に適用する。
- 2 この特記仕様書に記載されたものの他、共通仕様書、指示書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書並びに関係諸法令及び条例等を遵守し、調査職員と十分協議の上、実施すること。
- 3 受託者は、調査方法について委託者と事前に協議すること。
- 4 受託者は、令和8年度検満メーター（ブロック別）取替計画に併せて、該当する給水装置について、メーターボックスの内側からメーターの一次側及び二次側の管種（鉛管の有無）を調査すること。目視により管種を判別し難い場合はメーターボックス内の支障物（土砂等）を取除くが、給水装置等を損傷する恐れがあれば調査を中止すること。
- 5 受託者は、調査結果に基づき、残存鉛管が有る場合は調査結果通知書を投入すること（鉛管有を記す）。ただし、口径 40 mm以上のメーター設置箇所については、鉛管の使用はないため、調査を要しない。
- 6 受託者は、委託者が支給する調査結果通知用紙を使用するものとし、業務完了後の未使用の用紙は、委託者へ返却すること。
- 7 受託者は、実施月毎に給水管の水栓番号・メーターの一次側及び二次側の管種（鉛管の有無）等を集計した業務実施報告書を作成し、業務完了の翌月 15 日までに提出すること。なお、調査した際に、やむを得ず管種を確認できないときは、その理由を記して報告すること。
- 8 業務実施報告書については、紙媒体と電子媒体（CD-R）で提出すること。
- 9 受託者は、業務実施報告書の提出前においても、個別の調査結果通知書の記入内容及び投函先については、委託者に報告できるようにしておくこと。
- 10 その他、委託者が必要とする書類を提出すること。
- 11 調査件数と区域
鉛管有 7,300 件程度 鉛管無 15,200 件程度
令和8年度検満メーター取替区域（ただし、牟礼町を除く。）
調査期間は5月から2月までを予定している。
- 12 現地調査に当たっては、安全対策に留意するとともに、交通の妨害の原因とならないようにしなければならない。
- 13 業務の実施に当たって、必要となる資料等の貸与等については調査職員に申し出、使用後は速やかに返却すること。